

7建企第231号
令和8年3月13日

建設業関係各団体の長 様

土 木 部 長
(公印省略)

熱中症(労働災害)の取扱いについて

長崎県発注の建設工事におけるこのことについて、下記により熱中症事故の判断を行うこととしましたのでお知らせします。貴団体の会員への周知についても併せてお願いします。

記

1. 状況把握:熱中症の報告を受けた場合、別添「熱中症発生時の現場の作業環境のチェックリスト」により工事現場の作業環境等を確認する。
2. 工事事務の判断:別添「建設工事現場における熱中症の取扱いについて(フロー)」にもとづき、「作業環境不備の有無」により工事事務の判断を行う。
※作業環境に不備がない場合は、「工事事務扱いなし」とする。
3. 適用日:令和8年4月1日

担当課:土木部建設企画課 技術情報班
TEL:095-894-5448
e-mail:jyohou@pref.nagasaki.lg.jp

熱中症発生時の現場の作業環境のチェックリスト

熱中症は、個人の持病や当日の体調、作業環境や行動等の様々な要因が関係し発症します。
 そのため、熱中症の発症を抑える対策の実施と併せて重篤化させないための体制整備や周知・被災者の適切な措置の実施が重要となります。
 そこで、**長崎県発注の建設工事**において、熱中症が発症した場合は本チェックリスト(Ⅰ～Ⅳ)により建設現場の作業環境を確認し、工事事務判断の基礎資料とする。

◆持病の有無

有・無	持病名

◆熱中症対策として暑熱順化期間を設けた取組みの実施状況

--

◆熱中症発生時の現場における熱中症対策等の取組状況の確認

確認項目	判断基準	対応
I. 作業環境の管理について		
① 休憩場所の整備等 1) 簡易な屋根等、適度な通風または冷房を行うための設備 2) 近隣に冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所 3) 身体を適度に冷やすことのできる物品(氷、冷たいおしぼり等)及び施設を設ける	左記の1)～3)のいずれかを実施 <取組の例> エアコン、扇風機、ミストファン、休憩車輛、遮光ネットの設置、製水機の備付等【環境】※1 熱中症対策キッド【現場】※2 ※1：現場環境改善費対象、※2現場管理費の対象以降の項目も同様	
② 休憩場所等への飲料水の備え付け	<取組の例> 給水機【環境】、経口補水液【現場】等の備付	
③ WBGT(暑さ指数)の測定等による把握	<取組の例> WBGT計測機器を購入し計測【環境】、熱中症予防情報サイト等活用	
II. 作業管理について		
④ 作業の休止及び休憩時間の確保	WBGTの数値等により、現場ごとに休憩に関するルールを設け、適切に実施しているか	
⑤ 熱中症予防のための作業員等への指導	<取組の例> 作業前後の水分や塩分の摂取の指導、通気性の良い服装の着用【現場】等の指導	
⑥ 速やかに作業中断その他必要な措置を講じるための適切な巡視	・休憩のタイミングに合わせて体調や水分補給状況を確認するなど。	
III. 健康管理について		
⑦ 作業員等の健康状態に留意していたか ・熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患を持つ作業員の就業(作業)環境等の変更の実施 ・日常の健康管理(睡眠不足、体調不良、前日の飲酒、朝食の摂取など)に関する指導の実施	<取組の例> ・新規入場者教育等において、作業員の疾患(熱中症を発症・重篤化しやすい高血圧、糖尿病、腎臓病等)状況を把握し、WBGT値に応じた就業環境の変更等を行っていたか(労働安全衛生法での義務) ・日々の朝礼やチェックリスト等による健康状態の確認・把握(熱中症予防基本対策要綱における受注者の行う措置)	
IV. 労働安全衛生規則における事業者の取組み義務		
⑧ 熱中症のおそれがある作業員を早期に発見するための体制整備	連絡先や担当の決定	
⑨ 熱中症の重篤化を防止するための措置手順の作成	必要な措置や実施手順の作成	
⑩ これらの体制や手順の関係作業員への周知	上記内容作業員へ周知	
⑪ 上記⑧～⑩に基づく被災者の処置の実施		

※①～⑦は「土木工事安全施工技術指針(国土交通省大臣官房技術調査課)」より
 ※⑧～⑩は「労働安全衛生規則」において、事業者の取組として義務付けられた項目
 (WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で、連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施が見込まれる作業の場合)

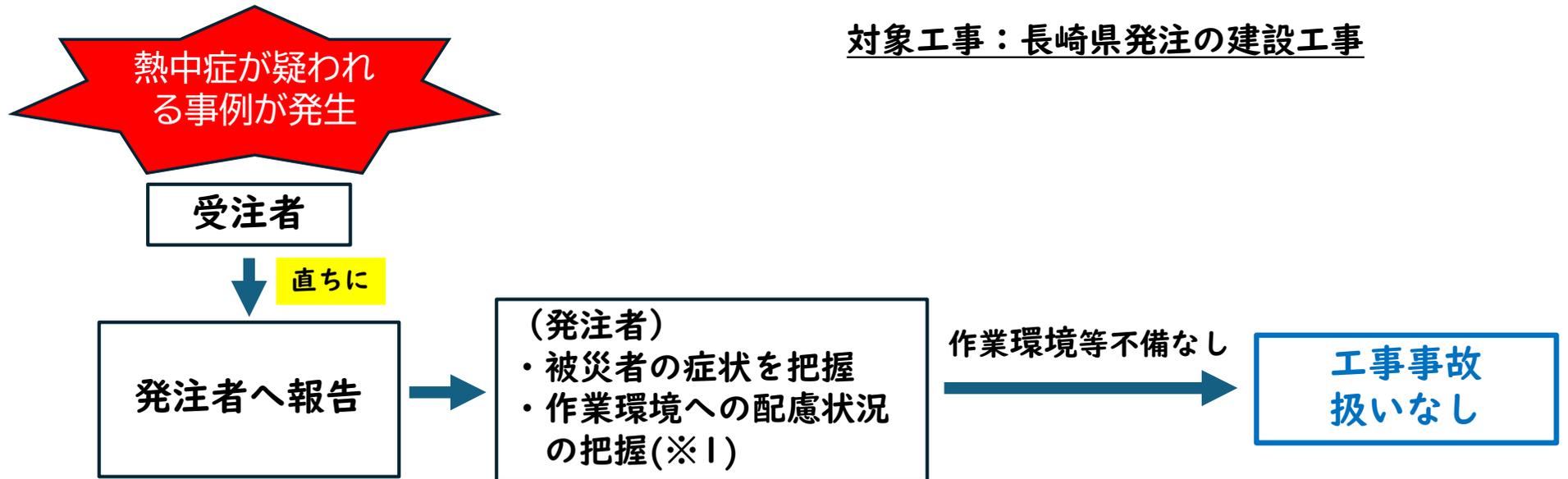
※上表①については、小項目1)2)3)のいずれかの実施でも”対応(O)”とする
※上表①～⑪の全ての項目において取組が確認できた場合、「作業環境に不備なし」と判断する。

区分	身体作業強度(代謝率レベル)の例	暑熱順化者のWBGT基準値℃	暑熱非順化者のWBGT基準値℃
0 安静	安静、楽な座位 	33	32
1 低代謝率	・軽い手作業(書く、タイピング等) ・手及び腕の作業 ・腕及び脚の作業 など 	30	29
2 中程度代謝率	・継続的な手及び腕の作業(くぎ(釘)打ち、盛土) ・腕及び脚の作業、腕と脚の作業 など 	28	26
3 高代謝率	・強度の腕及び脚の作業 ・ショベル作業、ハンマー作業 ・重量物の荷車及び手押し車を押し引きしたりする など 	26	23
4 極高代謝率	・最大速度の速さでのとても激しい活動 ・激しくシャベルを使ったり掘ったりするなど 	25	20

①～⑦は
 1) 「土木工事安全施工技術指針(国土交通省大臣官房技術調査課)」において、必要な措置として記載。
 2) 熱中症予防基本対策要綱において、必要な対応(WBGTの低減を図る、作業強度の低い作業に変更する、WBGTの低い場所での作業へ変更)を図ってもなお、WBGTの基準値を超える又は超えるおそれがある場合は、①～⑦等の対策を徹底し熱中症のリスクを低減すると記載。

建設工事現場における熱中症の取扱いについて（フロー）

対象工事：長崎県発注の建設工事



※1
「労働安全衛生規則（R7.6）」に基づく必要な取組及び「土木工事安全施工技術指針」の「高温多湿な作業環境下での必要な措置」を参考として状況を確認し把握する。
（別添「チェックリスト」）

工事事故扱い

「安全管理の措置が不適切であったために、死傷者等を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。」に該当する場合は、工事成績評定の「法令遵守等」において減点を行う。